

いじめ防止基本方針

枚方市立桜丘中学校

令和3年4月

1. 学校いじめ防止基本方針

・ いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

—いじめの定義とは—

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【平成18年度 文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

「いじめ防止対策推進法」の施行により、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

・ いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、

次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

・ 具体的ないじめの態様

- ◆ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2、いじめ未然防止のための手立てとして

・ 早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

・ 具体的な早期発見のための手だて

1、日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを常に意識し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。そのことにより、教室や廊下等には日常的に気軽ないじめの相談の窓口が身近にあることを知らせていく。

2、ノートや日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

自分の考えや生き方等を自由に書いたノートづくりの活用では、生徒が自分自身の思いをまとめて整理をしたり、仲間に対しての思いなどを担任とやり取りするなかで、生徒は人間的に成長し、担任は様々な気づきが起こってくる。そのため、必要に応じて気になる生徒にはさらに日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にとることができ信頼関係が構築できる。ノートや日記を手段として位置づけ、積極的に活用していく。

3、教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるとともに、定期的な教育相談週間を設けるなど、相談体制を整備していく。

4、いじめアンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じてアンケートを実施していく。また、いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。

いじめ発見時の対応

○いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◆ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。
- ◆ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に目が届く体制を整備する。

○事実確認と情報の共有

- ◆ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。

- ◆ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

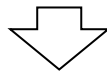
3、重大事態の発生について

◎市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「児童生徒や保護者からいじめられてい重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



市教委が、重大事態の調査の主体を判断

○学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

◆学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◆調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえば調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◆いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◆調査結果を市教委に報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◆調査結果を踏まえた必要な措置

4. 具体的な取組

	1 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4月				
5月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート分析 「いじめ防止基本方針」見直し
6月	教育相談	教育相談	教育相談	
7月				1学期状況総括
8月				教員研修会
9月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート分析
10月	いじめ防止HR (SGE)	いじめ防止HR (SGE)	いじめ防止HR (SGE)	
11月	教育相談	教育相談	教育相談	SGE、いじめ防止 研修会
12月				2学期状況総括

1月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート分析
2月	教育相談	教育相談	教育相談	
3月				3学期状況総括

※ SGE：構成的グループエンカウターの略

いじめ対策委員会

○構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒指導担当者、生徒支援担当者
 こども支援コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭

○主な活動

- ① いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

○開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

緊急対応会議

- ◆ いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

学年主任、関係教員、特別支援教育コーディネーター
 その他関係諸機関担当者